

建築基準法第7条の2第5項の規定による

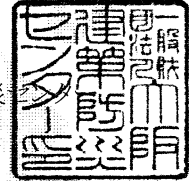
検査済証

第H30確済建築防大00828号
平成30年6月6日

株式会社 ドリームス
代表取締役 岩木 信一 様

一般財団法人 大阪建築防災

本所



下記に係る工事は、建築基準法第7条の2第1項の規定による検査の結果、建築基準法第6条第1項(建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項)の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

1. 確認済証番号 第H29確認建築防大03609号
2. 確認済証交付年月日 平成30年1月10日
3. 確認済証交付者 一般財団法人 大阪建築防災センター
4. 建築場所、設置場所又は築造場所
大阪府和泉市池上町3丁目628-2の一部
5. 検査を行った建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
(建築物)
 - (1) 建築物の名称 池上町3丁目ハイツ新築工事
 - (2) 主要用途 共同住宅(車庫付)
 - (3) 工事種別
 新築 増築 改築 移転 大規模な修繕 大規模な模様替 建築設備の設置
 - (4) 延べ面積(建築物全体) 181.91 m² (検査対象床面積 181.91 m²)
 - (5) 対象棟数 1
 - (6) 建築物の構造 木造
 - (7) 建築物の階数
地階を除く階数(地上階数) 2
地階の階数 0
6. 検査後も引き続き建築基準法第3条第2項(同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける場合は、その根拠となる規定及び不適合の規定
なし
7. 検査年月日 平成30年5月24日
8. 検査を行った確認検査員氏名 住友 学
他の建築主 0 名

(注意)この証は、大切に保存しておいてください。

受付番号: 第H30確完建築防大00608号
岸和田支所





建築基準法第7条の4第3項の規定による

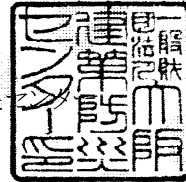
中間検査合格証

第H29確合建築防大04242号
平成30年2月9日

株式会社 ドリームス
代表取締役 岩木 信一 様

一般財団法人 大阪建築防災

本所



下記による特定工程に係る工事は、建築基準法第7条の4第1項の規定による検査の結果、建築基準法第6条第1項（建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

1. 確認済証番号 第H29確認建築防大03609号
2. 確認済証交付年月日 平成30年1月10日
3. 確認済証交付者 一般財団法人 大阪建築防災センター
4. 建築場所、設置場所又は築造場所
大阪府和泉市池上町3丁目628-2の一部
5. 検査を行った建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
(建築物)
 - (1) 建築物の名称 池上町3丁目ハイツ新築工事
 - (2) 主要用途 共同住宅(車庫付)
 - (3) 工事種別
 新築 増築 改築 移転 大規模な修繕 大規模な模様替 建築設備の設置
 - (4) 延べ面積(建築物全体) 181.91 m² (検査対象床面積 95.33 m²)
 - (5) 申請棟数 1
 - (6) 建築物の構造 木造
 - (7) 建築物の階数
地階を除く階数(地上階数) 2
地階の階数 0
6. 特定工程 基礎の配筋工事
7. 検査年月日 平成30年2月9日
8. 検査を行った確認検査員氏名 奥野 義明
9. 検査対象に関する特記事項 なし

他の建築主 0 名

(注意)この証は、大切に保存しておいてください。

受付番号: 第H29確中建築防大04201号
岸和田支所





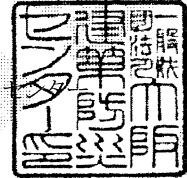
建築基準法第6条の2第1項の規定による

確認済証

第H29確認建築防大03609号
平成30年1月10日

株式会社 ドリームス
代表取締役 岩木 信一 様

一般財団法人 大阪建築防災



下記による計画は、建築基準法第6条第1項（建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

1. 建築場所、設置場所又は築造場所

大阪府和泉市池上町3丁目628-2の一部

2. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要

(建築物)

(1) 建築物の名称 池上町3丁目ハイツ新築工事

(2) 主要用途 共同住宅(車庫付)

(3) 工事種別

新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模な修繕 大規模な模様替

(4) 延べ面積(建築物全体)

a. 申請部分の面積	181.91 m ²
b. 申請以外の部分の面積	0.00 m ²
c. 合計の面積	181.91 m ²

(5) 申請棟数 1

(6) 建築物の構造 木造

(7) 建築物の階数

地階を除く階数(地上階数)	2
地階の階数	0

3. 確認を行った確認検査員氏名 榎本 隆志

4. 適合判定通知書の番号

5. 適合判定通知書の交付年月日

6. 適合判定通知書の交付者

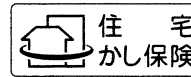
他の建築主 0 名

(注意)この証は、大切に保存しておいてください。

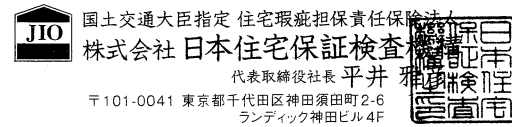
受付番号: 第H29確申建築防大03546号
岸和田支所



一般瑕疵担保責任保険契約



保険付保証明書



株式会社日本住宅保証検査機構(JIO)が、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく一般瑕疵担保責任保険契約を締結したことを証して、この保険付保証明書を発行します。

保険の目的住宅	証券番号	04-2018-5-002305			
	取得者	株式会社ドリームス 様			
	所在地	大阪府和泉市池上町3丁目628-2			
保険期間	2018年7月11日	～	2028年7月10日	保険契約日	2018年3月14日
保険金額	1住戸あたり2,000万円				
免責金額	1住棟あたり10万円				
縮小てん補割合	80%(ただし、被保険者の倒産等により住宅取得者に直接お支払いする場合は100%)				
支払限度額	1住棟あたり30億円				
付帯する特約条項	転売特約、保険料等の口座振替に関する特約				

被保険者・保険契約者

届出事業者番号	A5001340	商号又は名称	株式会社 中川建設
住所	大阪府岸和田市春木若松町2-5		

地盤サポートシステム規程

(総則)

第1条 ジャパンホームシールド株式会社（以下「JHS」といいます。）は地盤サポートシステムを申込みました事業者（以下「登録事業者」といいます。）に対し、第2条の規定に基づいた物件の地盤についてJHSの定める品質基準に合格した事により、地盤サポートシステム規程を適用致します。

(地盤サポートシステム適用物件)

第2条 地盤サポートシステムは以下の全ての条件を満たす物件（以下「当該物件」といいます。）について適用します。

- ① JHSが定める地盤調査を実施しているもの
- ② JHSが「基礎と地盤補強の提案書」又は「基礎仕様計画書」を発行しているもの
- ③ JHSが発行する「基礎と地盤補強の提案書」又は「基礎仕様計画書」、及び建築基準法等関連法規に基づいた基礎施工、及び地盤補強工事がされ、JHSがその結果を確認し、JHSの定める品質基準に合格したもの
- ④ 対象とする建物の用途、及び延床面積が1,000㎡以下で規模が以下のいずれかであるもの、又は別にJHSが認めたもの
 - ・戸建住宅
 - ・3階以下の共同住宅
 - ・3階以下の併用住宅
 - ・3階以下の事務所
 - ・3階以下の店舗
- ⑤ JHSが行う地盤調査データの解析完了日又は地盤補強工事の完了確認日等JHSが行う業務の完了日（地盤調査データの再解析完了日等を含みます。以下、「対象業務の完了日」といいます。）から3年以内に引渡しをする建物
- ⑥ 上記以外で事前協議のうえJHSが認めるもの

(対象期間)

第3条 対象期間は、登録事業者が当該物件の基礎工事を開始したときに始まり、その当該物件が物件所有者に引き渡された日から、品質保証書表面記載の期間とします。ただし、対象業務の完了日と物件所有者への引渡しまでの期間が3年を超える場合は、品質保証期間から当該超過を控除した期間が品質保証期間となります。

(免責事由)

第4条 JHSは、次に掲げる事由により生じた損害（これらの事由がなければ発生、又は拡大しなかった損害を含みます。）については、責任を負いません。

- ① 当該物件の著しい不適正使用、又は著しく不適切な維持管理（定期的に必要とされる計画修繕を怠った場合は不適切な維持管理がされたものとみなします。）に起因する場合
- ② 近隣の土木工事、道路工事、重量車両の通行による振動などの影響に起因する場合
- ③ 責めを負うべき第三者が存在する場合
- ④ 地震、噴火、洪水、津波、台風、竜巻、暴風雨、集中豪雨、落雷などの天災、及び火災、爆発、暴動などの不可抗力に起因する場合
- ⑤ 地滑り、崖崩れ、断層、地割れ、及び敷地の周辺にわたる地盤・地形の変動、沈下、地下水の増減、植物の根等の成長その他予測できない自然、周辺環境の変化に起因する場合
- ⑥ JHSの指定以外の業者、材料、及び工法による施工、又は物件所有者自身の施工に起因する場合
- ⑦ 発注者の支給資材・支給器具類に起因する場合
- ⑧ JHSへ提出した建物用途・設計・配置計画等と異なることに起因する場合
- ⑨ 損害に起因して生じた傷害・疾病・死亡・後遺障害
- ⑩ 損害に起因して生じた当該物件以外の財物の滅失、もしくはき損、又は当該物件その他財物の使用の阻害
- ⑪ 登録事業者が不適当であることを指摘したにもかかわらず物件所有者が採用させた設計・施工方法、もしくは資材等の瑕疵、又は登録事業者以外が行った施工瑕疵等の登録事業者以外のものの責に帰すべき事由
- ⑫ 当該物件引渡し後のJHSが承認していない増築、改築、修補工事、又は擁壁等を含む外構工作物工事等が実施されたことに起因する場合
- ⑬ 施工時当初の技術水準では予測できない原因による場合
- ⑭ 契約により加重された損害
- ⑮ 放置、遺棄した機械、装置、資材に起因する場合
- ⑯ 当該物件の3m以上離れている2点の間を結ぶ直辺の水平面に対する勾配角1,000分の5未満の傾斜
- ⑰ 当該物件と同一敷地内に、地盤調査開始時点で既に存在する建物（以下「既存建物」といいます。）に生じた損害、又は既存建物、もしくはその地盤に起因する全ての損害

(不同沈下した場合の損害賠償責任の限度)

第5条 当該物件が不同沈下した場合、JHSは次の各号に定める範囲で登録事業者が生じた損害、又は費用を賠償します。ただし、社会通念上妥当な費用に限るとともに、②については、登録事業者が物件所有者に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害の範囲に限ります。

- ① 不同沈下に起因した建物を原状回復させる為に必要な工事、及び建設地部分の地盤の修復費用の合計は1事故あたり5,000万円を限度とします。
- ② 補修工事期間中に余儀なくされた物件所有者の仮住居・転居費用は、1ヶ月100万円を限度とし最大2ヶ月間を限度とします。
- ③ 事故現場保全費用、及び事故原因究明費用は、200万円を限度とします。
- ④ 登録事業者が生じた訴訟対応費用は、1,000万円を限度とします。
- ⑤ JHSの損害賠償額の総額は、いかなる場合においても①記載の金額を限度とします。

(損害賠償をする内容)

第6条 JHSが行う損害賠償は、当該物件の損害について地盤サポートシステム申込み時の設計、仕様、材料等に従ってその原状と同程度に回復する為の補修工事をいいます。
2 登録事業者、又は物件所有者が建物引渡し時を上回る材料、品質による修補、付帯工事等を希望される場合には、それらにかかる費用の内、通常修理に要する費用を上回った場合は登録事業者、又は物件所有者の負担となります。

(事故の通知)

第7条 登録事業者は、事故を発見した場合には、物件番号、氏名、連絡先（電話番号等）、事故の内容等を明記した書面により、すみやかにJHSに通知するものとします。



平成30年 6月12日

保 証 書

請負者 株式会社中川建設(以下甲という)と
 施工者 株式会社 ポリアート(以下乙という)と
 材料製造者 アイカ工業株式会社(以下丙という)は下記の通り合意します。

1. 工事名称 池上町ハイツ様 ベランダ4ヶ所・他
2. 施工仕様 FRP防水工法：住宅ベランダ防火仕様, 2ply
3. 使用材料 JE-2000LH (ロットNo. D048027001)
JE-2090 (ロットNo. D058097005)
4. 施工面積 26.78 m²
5. 施工場所 大阪府和泉市池上町3丁目10-11
6. 保証期間 10年 (2018年 6月 10日 ~ 2028年 6月 9日)
7. 保証規定
 - (1) 保証内容：漏水
 - (2) 上記工事における樹脂施工について、乙は施工上の品質を、丙は樹脂の製造上の品質をそれぞれ保証致します。
 - (3) 甲は上記(2)の通り、乙および丙が甲に対して品質保証することを承諾し、甲はお施主様に対して工事の保証をします。
 - (4) 保証内容に抵触する瑕疵が発生した場合、甲、乙及び丙は協力して原因を究明し、迅速に対応します。補修費用は原因の割合に応じてそれぞれが負担します。
8. 保証条件
新築で標準施工仕様書に基づく施工仕様であること。
9. 免責事項
次の場合の損傷は、保証対象外になります。
 - ① 仕様設定時と異なる供用環境条件に起因する損傷
 - ② 構造物自体の欠陥・変位・損傷等に起因する損傷
 - ③ 構造物の下地材の欠陥に起因する損傷
 - ④ 上塗り(トップコート層)及びシーリング材の経時変化による自然劣化
 - ⑤ 防水工事完了後の増改築、補修ならびに付属品または設備機器に起因する損傷
 - ⑥ 入居者の維持管理不行届ならびに通常予測される使用状態と著しく異なる使用による損傷
 - ⑦ 本件材料の品質および施工に起因しない事由による損傷
 - ⑧ 近隣の土木工事や建築工事に起因するもの
 - ⑨ 天災地変・その他不可抗力によるもの及びその他弊社の責によらない事由のもの

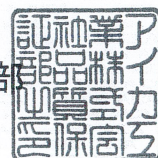
(注) 上塗り(トップコート層)は防水層の保護・美観の維持のため、色あせ等の経年変化の程度に合わせ、定期的に塗り替えることをお勧めします。
 (注) 防水層末端部のシーリング材は、劣化の程度に合わせ、定期的に打ち替えてください。

大阪府岸和田市春木若松町2番5号
 請負者： 株式会社 中川建設
 代表取締役 中川 将彦

施工者： 兵庫県宝塚市旭町3丁目20番1号
 株式会社 ポリアート

材料製造者： 愛知県あま市上萱津深見24番地

アイカ工業株式会社 品質保証部





発行日 平成30年3月9日

保証書番号 No K 073248

シロアリ保険付

シロアリ防除保証書

お客様名

様

お客様住所

大阪府和泉市池上町3丁目10

株式会社 中川建設

池上町3丁目ハイツ新築工事

保証人 本社 奈良県橿原市四宗1-303番地

株式会社



代表取締役 森本博司

TEL 0744-23-7220

FAX 0744-23-3760

このシロアリ防除施工は、当社のシロアリ防除標準仕様書に基づいて実施いたしましたので、下記の通り保証いたします。なお、保証に関しましては、裏面の保証条件に従って行われます。

引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

記

1. 保証内容

- (1) 施工した建物にシロアリが発生した場合は、発生部分を無料で再施工いたします。
- (2) シロアリが発生して建物に損害があり修復が必要な場合は、500万円を限度として修復費用を保証いたします。
- (3) 保証の対象となるシロアリの種類は、ヤマトシロアリとイエシロアリの2種といたします。

2. 保証期間

平成30年3月9日 より5年間

3. 保証の対象

シロアリ防除施工	年月日	平成30年3月9日
	面積	床下 86.58㎡
施工した建物の所在地	上記と異なる場合のみ記入	
備考		

4. その他

上記「2. 保証期間」「3. 保証の対象」欄が未記入のものは無効です。

保証条件

- (1) 本保証書は、保証書表面記載の「保証人（施工者）」（以下「当会社」という）が施工したシロアリ防除施工範囲のみの保証であり、施工範囲以外（建物の構造上、シロアリ防除施工が完全にはできない場所を含む）からのシロアリの発生に関して保証するものではありません。
- (2) 増・改築または修繕部分の保証
 - ①シロアリ防除施工した建物を増・改築または修繕（以下「増築等」という）した場合で、その部分に必要なシロアリ防除施工を行わなかった場合、または他の施工者が施工した場合は、増築等が完了した時に遡って本保証は失効します。
 - ②増築等をする前の建物へのシロアリ防除施工を他の施工者が行っており、当会社によるシロアリ防除施工が当該増築等をした部分のみに対するものである場合は、本保証は適用されません。
 - ③増築等をする前の建物へのシロアリ防除施工を当会社が行っており、今回増築等した部分のみにシロアリ防除施工を行った場合、当該増築等をした部分の保証は、増築等前の建物に対する保証（以下「従前の保証」という）期間終了までとします。
 - ④増築等した部分だけでなく、建物全体にシロアリ防除施工を行った場合は、建物全体が本保証の対象となります。なお、この場合従前の保証がある場合には本保証のみが適用されます。
- (3) 施工した建物および同一敷地内の保守状況に変更が生じた場合は、保証が適用されなくなりますのでご注意願います。（保守状況の変更とは次の事項などです。）
 - ①雨漏り、水漏れまたは家屋損傷が原因でシロアリが発生した場合。
 - ②水害、地震などの天地災害により、シロアリ防除効果が滅失したと考えられる場合。
 - ③土壌処理してある土を搬出、掘り返し、もしくは盛土した場合または建物に関連して防蟻処理をしていない杭を打ち込んだり、柵などを作ったり、古材もしくは切り株等が原因でシロアリが発生した場合。
- (4) 書籍、家具類などの動産は本保証の対象外です。
- (5) シロアリ防除施工日以降に取り付けた造作材、木製サッシ枠、玄関ドア枠などは本保証の対象外です。
- (6) 建物の外周（基礎外部面）などシロアリ防除施工を行わない箇所からシロアリが建物に侵入し、被害を与えた場合については本保証の対象外です。
- (7) 建物外部面に付属する工作物（ウッドデッキ、物置小屋等）などは、本保証の対象外です。
- (8) 敷地内の樹木、クイ、門柱（板塀を含む）などは本保証の対象外です。

【その他注意事項】

- (1) 本保証書記載の建物所有者や住居表示に変更があった際は、速やかにご連絡ください。
- (2) 修復期間中の仮住まい費用、慰謝料および逸失利益など、損傷した建物自体の損害以外の損害は本保証の対象外です。
- (3) 既にシロアリの被害に遭っている旧被害箇所の部材については、本保証の対象外です。
- (4) 万一シロアリが発生した場合または発生の疑いがある場合は、そのままの状態にて速やかにご連絡ください。連絡なく修復された場合には、本保証の対象外となります。

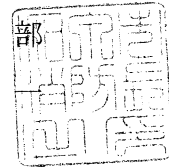
消防用設備等・~~特殊消防用設備等~~検査済証

第 6 1 号

平成 30 年 7 月 26 日


和 泉 市 消 防 本 部

消 防 長 藤 原 常



下記の消防用設備等・~~特殊消防用設備等~~は、消防法第17条の技術上の基準又は設備等設置維持計画に適合していることを証明する。

記

申 請 者	住 所	堺市西区鳳西町2丁25番地の15
	氏 名	株式会社ドリームス代表取締役 岩木 信一
防 対 象	所 在 地	和泉市池上町三丁目10-24
	名 称	フオンターナ池上
	用 途	(五) 項ロ 共同住宅
火 物	構 造 規 模	木造 地上 2 階 地下 〆 階 床面積 95.35 m ² 延べ面積 181.91 m ²
消防用設備等・特殊 消防用設備等の種類		誘 導 灯
検 査 年 月 日		平 成 30 年 7 月 25 日
検 査 員 職 氏 名 印		予 防 課 消 防 設 備 係 主 任 鈴 木 敏 弘 

備 考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 消防用設備等又は特殊消防用設備等のいずれか一方のみを設置する場合は、設置しないものを消して使用すること。